

熊本市上下水道管路情報システム基本計画策定業務受託事業者選考委員会設置要綱

制定 令和 7年12月16日上下水道事業管理者決裁

(目的)

第1条 熊本市が発注する「熊本市上下水道管路情報システム基本計画策定業務委託」の契約候補者の選考に際して、公募型プロポーザル方式を実施し、その審議を公正かつ公平に行うため、「熊本市上下水道管路情報システム基本計画策定業務受託事業者選考委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 契約候補者の審査に関すること。
- (2) 契約候補者の選考に関すること。
- (3) その他必要と認められる事項。

(組織)

第3条 委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 上下水道局計画整備部長
- (2) 総務局デジタル部デジタル戦略課長
- (3) 上下水道局計画整備部計画調整課長
- (4) 上下水道局総務部経営企画課長が指名する職員
- (5) 上下水道局維持管理部水運用課長が指名する職員
- (6) 上下水道局維持管理部水再生課長が指名する職員

3 会長は、上下水道局計画整備部長をもって充てる。

4 会長は、会議の議長となり、会務を総理する。

5 会長に事故があるときは、委員のうちから互選された者が会長の職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、会長（会長の職務を代理する者及び会長が予め指名した委員を含む。）が招集する。

2 会長がやむを得ない理由により会議を欠席するときは、会長が予め指名した委員が会議の議長となる。

3 委員会は、委員（代理出席を認められた者を含む。）の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 議事は、議長（会長の職務を代理する者及び会長が予め指名した委員を含む。以下同じ。）を除く出席委員（代理出席を認められた者を含む。）の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

- 5 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聞くことができる。
- 6 会議は、非公開とする。
- 7 委員が委員会に出席できない場合は、議長が認めるものについて代理出席を認める。
- 8 感染症の拡大等やむを得ない事情により会議の招集が困難であると会長（会長の職務を代理する者及び会長が予め指名した委員を含む。）が認める場合は、書面やWeb環境により会議を開くことができる。

（庶務）

第5条 委員会の庶務は、上下水道局計画整備部計画調整課技術監理室において行う。

（守秘義務）

第6条 委員（代理出席を認められた者を含む。）及び出席者は、その職務上知り得た秘密を将来にわたって他に漏らしてはならない。

（雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長（会長の職務を代理する者及び会長が予め指名した委員を含む。）が委員会に諮り定める。

附 則

この要綱は、令和7年1月16日から施行し、当該業務委託の契約締結日をもって廃止する。